

周 秘 第 230 号

令和5年12月20日

周南市農業委員会

会長 山下 敏彦 様

周南市長 藤井 律子



令和6年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の市政につきまして、格別なるご理解・ご協力を賜わり
厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年11月22日付けで要望のありました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

周南市企画部秘書課

政策調整担当：佐藤、國石

TEL：0834-22-8231

FAX：0834-22-8888

1 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

地域において、効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農作業道や農地造成等の基盤整備の必要性は強く認識しているものの、活用できる事業や補助制度については、農業者又は団体単独で研究・検討するには限界がある。

そこで、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知と、地域の特性に応じた活用方策の提案など、きめ細かな営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行われたい。

一昨年度来、同様の要望をしてきたが、令和4年12月9日付け周秘第288号による回答（以下「昨年度の回答」という。）では、「来年度より支援制度の概要や相談窓口等を掲載したチラシを作成・配布するなど、制度の活用が図りやすくなるよう努めてまいります。（回答：農林課）」とのことだが、実行され農業者に届く提案・働きかけをお願いしたい。

【回答】担当：農林課

現在、本庁および総合支所の窓口にて、県が基盤整備に関連する事業の概要をまとめたパンフレット「山口県の農業農村整備」を備え付けています。

また、令和6年度の周南市土地改良推進協議会の総会において、補助制度の概要等をまとめたチラシの配布を予定しており、引き続き、制度の活用が図りやすくなるよう努めてまいります。

(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

農業を営む上で、農地の整備が重要であることは言うまでもないが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となる。市内には、農業生産基盤である農道や水路が完成してから長い年月を経ており、経年劣化により整備の必要な地域がある。

経年劣化や大雨等で破損して通行や取水に支障をきたすと営農活動に影響がでるばかりでなく、そのまま放置され耕作放棄に至るおそれもあることから、自

然災害による被害等があれば早期復旧が図られるよう迅速に対応していただきたい。

特に農道の維持管理においては、近年農地の宅地化が進む中、地域住民の生活道としての比重が高まり、農業政策のみの取組では限界があるところもあることから、今後の対策を検討していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料支給による地元施工での整備があるが、地域の状況を考慮した上で原材料の支給量や支給品目について柔軟に配慮し、営農環境の更なる向上を図っていただきたい。

その他水利に欠かせない頭首工が機能を果たしていない地域では、営農に支障をきたしている状況もある。

さらに、中山間地域では、山水を水利としているところがあり、水源となる山林が近年管理されずに荒廃し水路に流れていた水が枯渇した事例や、水路上流の農地が荒廃し用水路が機能しなくなった事例等も発生し、最近の異常気象による災害も加わり、水稻栽培で必要な時期に水管理ができず耕作放棄に至ることも考えられる。水源から耕作地への水の供給施設の復旧等は、個人では負担が大きく対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用での対応にも難しい面がある。

このような点を踏まえ、農業用施設の維持修繕に対する更なる支援をお願いしたい。

【回答】 担当：農林課

農道や水路などの共同利用されている農業用施設の災害復旧については、地権者の方々にも事業費の一部を負担していただき、復旧費が40万円を超える場合は、国の補助事業により対応し、40万円未満の場合は、市の単独事業で対応しています。

こうした中、国の事業により実施する場合は、事前に国の承認を受ける必要があり、市の単独事業と比較すると、事業着手までに期間を要しますが、国の制度の対象になるにも関わらず、市が単独で実施することは、市民の皆様の負担が増加するため困難であると考えています。

今後も、自然災害が発生した際は、早期復旧が図れるよう速やかな対応に努めてまいります。

原材料支給については、貴委員会からの意見等を踏まえて、今年度から支給品目について、皆様のニーズに応えることができるよう、柔軟に対応しているところです。

維持修繕については、原則、国庫補助の対象外となっていますが、公共性が大きく個人では対応が困難な案件については、土地改良推進協議会の意向を踏まえながら、地元負担が少しでも軽減されるよう具体的な提案および事業を行ってまいります。

(3) 「農用地利用集積等促進計画」に一本化などの制度変更の周知・啓発

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）の改正により、経過期間後には、市が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）が定める「農用地利用配分計画」が統合し、「農用地利用集積等促進計画」に一本化され、農地バンクは、農業委員会などの意見を聴いて、農用地の貸し借りや農作業受委託などについて定める「農用地利用集積等促進計画」を策定し、県知事の認可を受けることになる。

これにより、農地の権利移動の手法は原則、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）による農用地利用集積等促進計画と農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の 2 つに集約され、今までの相対での利用権設定が廃止され、農地バンクの利用権設定となり、物納や短期間の契約ができなくなることから、市は農地バンクと連携のうえ、制度の変更について丁寧に周知・啓発を行っていただきたい。

【回答】担当：農林課

法改正に基づく農用地の権利移動の手続き方法等については、現在、農地バンクにおいて、具体的な運用方法の検討が進められており、本年度中には市町や農業委員会に向けた説明会が実施される予定です。

今後、運用方法が示され次第、農地バンクや貴委員会と業務分担等について、調整を図った上で、農家や農地所有者の皆様に、新たな制度の内容を周知してまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援

中山間地域等では、若者が採算性のない農業を避け、市街地へ流出して高齢化が進み、後継者がいないため、遊休農地や再生利用困難な荒廃農地が非常に多くなっている。また、ほ場整備のされていない農地も多く、農地が狭く、農機具の搬入が容易でないなど、農地の利用の集積・集約も難しい状況にあり、生産基盤等の改善が必要な所も存在する。

こうした中で、中山間地域等の農地を守り、農地の持つ多面的機能(景観、災害防止等)や地域の集落を維持する観点から、小規模・家族農業を継続していくためには、農機具の維持管理が大きな負担になっていることから、省力化機械の導入支援などの小規模農業に取り組みやすい環境整備について、国・県への働きかけも含め検討されたい。

【回答】担当：農林課

「地域計画」の策定等を進めていく中で、農業用機械の更新・導入に対する支援をはじめ、小規模農業に取り組みやすい環境整備について検討してまいります。

(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援

高齢化や人口減少による農業者の減少、耕作放棄地の増大は誰もが懸念するところである。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが立地し、就業の場が確保されていることなどから兼業農家が多く、兼業農家を継続する者、定年で回帰した者等、団塊の世代を中心とした高齢者が先祖伝来の土地を守っているのが実情である。生活の安定を考えると、次の世代に農業を押し付ける冒険もできず、「農機具が壊れたら農業はもうお仕舞い。」、「僕らの代で終わりよの〜。」との話をよく聞く。農地の広さや立地状況は別にして、農地の出し手はいくらでもいるが、受け手である担い手がないのが現状である。

こうした中、これまで以上に関係機関と連携・協力して新たな担い手を発掘する取組みを進めるとともに、担い手へ直接支援する制度の検討をお願いしたい。

さらに、持続可能な遊休農地の発生防止・解消には、社会構造を変えてしまうくらいの思い切った施策・政策が必要であり、昨年度に引き続き、国や県への働きかけをお願いしたい。

【回答】**担当：農林課**

貴委員会や県、ＪＡなどの関係機関と連携し、新規就農者の確保・定着や、事業継承の促進など、引き続き、若い世代をターゲットとした、新たな担い手の発掘や確保に取り組んでまいります。

また、「地域計画」の策定に取り組む中で、地域に潜在する担い手となりうる方々や、定年などを機に農業に専従し、経営発展や規模拡大等を目指される方々などを発掘し、認定農業者への認定を進めていきたいと考えています。

国に対しては、地域計画の実現に向けた支援制度の拡充をはじめ、地域の実情に応じた踏み込んだ対策を講じるよう、機を捉えて働きかけてまいります。

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などにより、耕作者不在で管理できていない農地は、雑草が繁茂し、有害鳥獣の棲み処になり、周辺農家に悪影響を及ぼすこととなり、また年々増加する傾向にある。

地域の農業者と連携して草刈り等の保全管理を行うなど、農地の再生と有効活用を図る仕組みづくりを検討し、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組まれない。

【回答】**担当：農林課**

「地域計画」の策定を進める中で、「農業生産を継続していくことが困難と判断された農地」については、景観作物の栽培や鳥獣の緩衝帯としての整備、計画的な植林等、費用や労力をかけない方法により、農地や集落環境の保全に努めていただきたいと考えています。

今後、こうした取り組みが進むよう、国の支援制度も活用しながら関係機関と連携して取り組んでまいります。

(4) 鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣被害は、食害による収入減少だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる生産基盤の破壊が、農業者の営農意欲を減少させ、耕作放棄地の増大にもつながっている。

市町の行政区域を越えた捕獲活動も含めて、地域で一斉に駆除する体制の構築など効果的な捕獲活動や侵入防止柵整備の促進、また、狩猟免許取得に係る助成拡大や猟銃保有に係る負担軽減などによる捕獲従事者の確保、イノシシ捕獲用箱わなの増設、ＩＣＴ機器・ドローン等の先端技術の活用研究など、引き続き、鳥獣被害防止対策を推進されたい。

【回答】担当：農林課

侵入防止柵の設置の促進や山口県猟友会と連携した狩猟免許取得の促進、周南市猟友会と連携した捕獲従事者の確保など、関係機関と連携し、引き続き、総合的な対策を推進してまいります。

また、行政区を超えた捕獲活動やＩＣＴ機器など先端技術の活用など、本市の実態に応じた効果的な対策を研究しながら取組みの強化を図ってまいります。

3 新規参入の促進

(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成・確保は非常に重要な喫緊の課題である。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながり、地域の安定的な生産体制を維持していくためにも、学校を卒業した若者のほか、Ｕターンや定年退職後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策を取るとともに、新規就農者に対する技術習得や経営相談等についても、農業技術向上のための研修や講習会の開催、営農計画の指導等、農業経営安定のための支援を実施するなど必要に応じた適切な支援体制を推進されたい。

【回答】 担当：農林課

新規就農者の確保・育成に当たっては、「山口県農業経営・就農支援センター」のうち「就農支援センター」を運営する「やまぐち農林振興公社」と連携し、就農相談会や就農イベントを行うなど新規就農者の確保に取り組むとともに、経営発展の意向がある意欲的な農家の方々を、「農業経営センター」に橋渡しを行うなど、当センターを活用し、年齢に関わらず、就農者の確保や、その育成に取り組んでいます。

今後も、当センターの機能を十分に活用しながら、貴委員会や県、ＪＡなど連携し、就農前から就農後のフォローアップまで、就農者に寄り添って一貫した支援を行うなど、新規就農者の確保・育成を図ってまいります。

(2) 下限面積要件の撤廃に伴う新規就農者の受け入れ推進

本年４月の農地法の改正により、農地の権利取得要件の一つであった下限面積要件が撤廃され、経営規模の大小にかかわらず、農地の取得ができるようになったことで、意欲を持った新規就農者を地域内外から取り込むことが可能となった。

半農半Ｘなど副業的な営農者や自家消費を目的とした新規就農者に対しても、多様な担い手として位置付け、営農が継続できるよう適切に育成・支援されるなどされ、新たな就農者の確保を推進し、地域の農業を活性化させ、持続可能な農業の発展につなげていきたい。

【回答】 担当：農林課

「周南市農業振興地域整備計画」や「周南市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において、認定農業者だけでなく、女性や企業退職者、農村地域へのＵＪＩターン者、半農半Ｘなどの副業的な営農者の方々についても「農業を担う者」として、地域農業の担い手に位置付けています。

引き続き、関係機関と連携しながら、「農業を担う者」に対しても、経営相談や技術指導等の支援を行うことにより、就農を促進するなど、多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

4 その他

(1) 水田活用の直接支払交付金の見直しへの対応

農林水産省は、主食用米からの転作を促すため、水田で麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米等を生産する農業者に支払ってきた「水田活用の直接支払交付金」の交付対象を厳格化し、5年間（令和4～8年度）で一度も水張りが行なわれない農地を令和9年度以降交付対象としないこととした。

これ対して、農業現場では、戸惑いが生じており、また中山間地域などの条件不利地では、耕作放棄地の増加が危惧される。

5年間で一度も水張りが行なわれない農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象外とすることについては、地域の課題を十分に把握した上で、その運用について国への働きかけを行うとともに、生産現場に対して丁寧に説明を行っていただきたい。

また、水田を畑地化した場合には、条件不利な中山間地域においても農業者の所得が確保され、再生産が可能となるよう、営農トータルの視点で持続可能な対策を講じていただきたい。

【回答】担当：農林課

交付対象水田の見直しに伴う影響については、本市としても懸念しており、これまで周南地域農業再生協議会を通じて、国や県に対して、その課題等を投げかけてきたところです。

生産現場への説明については、細目書の発送に併せて、制度の見直し内容に関するチラシを配布するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止していた説明会の再開も検討しており、今後、見直し内容について農業者の皆様の理解を深めてまいりたいと考えています。

また、畑地化後の支援については、不透明な部分も多く、引き続き、国の動向を注視しながら必要に応じて支援の拡充等について働きかけてまいります。

（２） 市民農園制度の活用

遊休農地の解消手段のひとつとして、市民農園制度の活用が考えられる。

現在、本市において市民農園の運営を行っており、利用者も多いと聞く。

都市部やその近郊の遊休農地を市民農園として活用することは、遊休農地の解消につながるので、市民農園の増設等の検討をお願いしたい。

【回答】 担当：農林課

現在、市では、農業者以外の方々が、野菜等を栽培し、自然にふれあいながら 農業に対する理解を深めていただけるよう、市民農園を戸田地区に 1 箇所と熊毛地域に 5 箇所、全 6 箇所 108 区画を設置しています。

また、熊毛地域には、未利用の区画がある一方、戸田地区では、全ての区画が利用されるなど、より市街地に近い場所での利用ニーズが高い状況となっています。

こうした中、市民農園を利用できる期間は、原則 5 年とされており、戸田地区においても、定期的に利用者が更新されるなど、現状において、一定の対応ができていることから、増設については、今後、利用希望者が大幅に増えるなど、十分な対応が困難になった場合に検討してまいります。

（３） 「農用地の保全等に関する事業」の検討

先に述べた基盤法や機構法、農地法等の改正と併せて、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「活性化法」という。）が改正されたが、今回の改正は、人口の減少や高齢化が深刻化する農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取り組みを計画的に推進することを目的として、活性化法に定める「活性化計画」に記載できる事業（以下「活性化事業」という。）に「農用地の保全等に関する事業（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）」が追加された。

農地については、農業上の利用が行われることを基本として、まず、基盤法に基づき、農業上の利用が行われる農用地等の区域について「地域計画」を策定し、その上で、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地は、農用地の保全等に関する事業を検討し、粗放的な利用等を行う農

地については必要に応じて活性化法に基づく「活性化計画」を策定することになっている。

今年度から「地域計画」の策定に向けて取り組んでいるが、様々な努力を払ってもなお維持することが困難な農用地、農業上の利用が行われている農用地の周辺の土地を対象に、農用地の保全等に関する事業を盛り込んだ「活性化計画」の策定も検討していただきたい。

【回答】 担当：農林課

今後、各地区において「地域計画」の策定を進める中で、様々な努力を払ってもなお維持が困難と判断された農用地等については、粗放的な利用により、保全に努めていただきたいと考えております。

このため、地域による農用地の保全等を図る取組みに対して、国の農山漁村振興交付金による支援が受けられるよう、必要に応じて「農山漁村活性化計画」を策定してまいります。

(4) 太陽光発電施設と地域コミュニティの受容性との調和

太陽光発電施設に関しては、一昨年度の意見書で「(仮称) 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定」を提案したが、令和4年2月16日付け周秘第299号による回答（以下「一昨年度の回答」という。）では、「国は、条例等が制定されていない自治体は、環境省のガイドラインに基づき環境保全の取組みを図るよう示しています。・・・本市では、ガイドラインの周知徹底を図ることで環境影響の発生を抑制し、周辺環境の保全を図っていきたいと考えています。(回答：環境政策課)」とのことだった。

昨年度は、本委員会での取組み、地域の方からの問い合わせや苦情、農業者の将来の危惧・危機感を示した上で、「太陽光発電施設の設置が将来の『空き家問題』とならないよう、目に見える形での積極的な取組み、実効性のある指導をされることを要望」したが、昨年度の回答は、「関係する情報を本市では把握できません。

つきましては、本市農業委員会でお困りの情報の詳細をご提供いただき、情報共有できた状況で、協議しながら取組を検討できればと考えております。(回答：環境政策課)」と、甚だ消極的な内容であった。

本委員会では、「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」及び「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を作成・配付し、周辺への配慮の重要性を強調するとともに、環境省及び資源エネルギー庁のガイドラインも例示し、周辺の土地所有者や耕作者への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした上で、転用許可申請が行なわれた事案については、地域の農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、農村の地域コミュニティを守るといった観点から、発電事業の内容を厳正に審査するとともに、転用許可後においては事業完了を確認するなど、農地法の適正な執行に努めているところである。

転用後には、農地でなくなり農地法は適用されず、農業委員会の所掌からは外れるが、本委員会では、地域から要望があった場合には、直接、太陽光発電施設の管理者に連絡して適正な管理をお願いしている。

太陽光発電施設を所有する事業者の多くは、市外に所在する者、言わば「不在地主」であり、持続可能な太陽光発電施設となるためには、地域コミュニティの受容性との調和に向けて、自然災害発生の懸念、地域の景観、自然景観の悪化、地域のコミュニティ（共同作業）への影響、水路、里道、生活道の維持管理、将来の撤退後の懸念など顕在化あるいは潜在的な「やっかいな課題」に取り組むことが肝要である。

平成 18 年 4 月 1 日施行の「周南市安心安全まちづくり条例（平成 18 年条例第 2 号）」第 6 条では、「土地建物等管理者は、市民生活の安心及び安全を確保するため土地、建物その他工作物を適正に管理し、市が実施する安心安全なまちづくり施策に協力するよう努めるものとする。」と土地建物等管理者の責務を規定している。

農地ではなく、地目が雑種地などになった土地に関する環境上の課題に対する所管窓口は、本市においては、市長部局が果たすべきと考えるものであり、農地を転用した土地に係る環境上の安全その他の課題に対して、適切に対応することが農地の転用後の土地に対する市民の不安の解消・軽減につながり、農地の転用

に係る業務を適正に行う上でも有益である。

太陽光発電施設が将来の「空き家問題」とならないよう、受け身ではなく、目に見える形での主体的・積極的な取組み、実効性のある指導をされることを要望する。

【回答】**担当：環境政策課**

農作物等への気候変動影響を含む地球温暖化対策として、令和4年2月に「周南市脱炭素社会形成取組指針」を定め、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めておりますが、環境省が定めた「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によると、土砂流出や濁水の発生などの問題が生じる事例が増えており、重要な動植物の生息や、生育環境の改変等による自然環境への影響等が生じるとの懸念が示され、今後、こうした周辺への環境影響が懸念されることから、適正な設置と管理が重要であると考えています。

こうした中、地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、関係省庁である経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省は、再エネ発電設備の適正な導入・管理に向け、立地状況等に応じた認定手続の厳格化や地域とのコミュニケーションの要件化、事業譲渡の際の手続強化など、事業実施段階ごとに考え方や具体的なアクションを整理・提言するなど検討を進めており、令和4年7月には事業廃止後の太陽光パネルの廃棄等費用の積立制度が開始されています。

このような国の動向を踏まえ、本市では引き続き、前述のガイドライン等に基づく事業実施の周知徹底、資源エネルギー庁による情報提供窓口の利用により、周辺環境の保全を図り、地域コミュニティの懸念に対応してまいりたいと考えます。

なお、太陽光発電施設の設置に関しては、経済産業省の各地域の産業保安監督部が届出窓口となる電気事業法で管理されており、関係する情報を本市では把握できませんが、地域の環境保全を図る上で、設置状況や苦情等の状況を注視してまいります。

本市における太陽光発電設備の適切な設置と運用が行われるよう、貴委員会でお困りの情報の詳細についても情報共有し、協議させていただきながら、取組について検討してまいります。

(5) 相続登記申請の義務化の周知

昨年度の意見書で、「相続登記の申請が義務化されることの周知」についてテリトリーを越えて積極的な取り組みをお願いし、その中で、相続登記や地目変更登記申請の義務化を記載した文書を準備し、「令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書」を郵送する際に封入することを提案したが、昨年度の回答は、「市の所管事務でないため、現段階では市において独自に周知を行うことは検討していませんが、今後法務局より協力依頼等があれば、市として対応方法を検討したいと考えております。なお、登記地目の変更については、・・・固定資産税の評価においては、課税地目は賦課期日現在の現況により認定するため、特に周知を行うことは考えておりません。(回答：課税課)」とのことだった。

農業委員会の業務としては、農地の売買や貸借などの権利移動の際に、その土地の登記簿上の所有者が既に死亡していた際には、原則として、その土地の所有権の持分を持つ者の全員の同意や過半数の同意が必要となるなど手続きが複雑・煩雑になる。このことは、周南市の事業で土地を取得その他の方法で利用しようとする際にも同様と考える。そして、何より、土地の移動という市民の経済活動のインフラが整備されるのであるから、「市の所管事項ではない」と一括りにできるものではなく、むしろ、農業委員会の業務を始め本市の事業や業務に密接に関連していると考える。

本委員会では、本年9月1日発行の「しゅうなん農業委員会だより」に相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）及び相続人申告登記の創設（令和6年4月1日施行）を掲載し、広報しゅうなんと同時配布した。

これにより、相続登記の申請が義務化されることが、ある程度は市民に周知できたと思うが、相続登記申請の義務化の最初の年に臨んで、土地所有者への周知が直接、かつ完全にできるよう、「令和6年度 固定資産税・都市計画税納税通知書」を郵送する際に、相続登記や地目変更登記の申請の義務化を記載した文書を封入することを再度、提案する。

市外の居住者も含め、土地所有者へ直接お知らせする絶好の機会であり、特に、納税通知書に添付の「固定資産（土地・家屋）課税明細書」には、「登記地目」と「課税地目」の表示があり、地目変更登記がされているか否かが判別できるので、地目変更登記の申請を促す効果は大きいと思われる。

【回答】**担当：課税課**

令和 6 年 4 月 1 日から施行されます相続登記申請の義務化の周知について、法務局と協議の上、令和 5 年 6 月から 3 か月間、デジタルサイネージを活用し本庁舎でお知らせをしたところです。また、令和 6 年 1 月号の市広報にも周知のご案内を掲載する予定としています。

「令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書」を郵送する際に、相続登記の申請義務化のチラシを同封することにつきましては、現在、法務局と協議を重ねているところです。

また、地目変更登記の申請につきましては、不動産登記法により既に義務化されているため、今後法務局と協議してまいります。

(6) 地方税法第 381 条による地目変更の申出の実施

一昨年度の意見書の中で、「非農地判断した土地の地目変更登記の円滑な実施」において、本委員会では、農林水産省の非農地判断の徹底について（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3505 号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「非農地判断通知」という。）を踏まえ、非農地判断の徹底を図ることとし、この非農地判断通知では、農業委員会が非農地と判断した土地について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 381 条第 7 項の規定に基づき、市町村長が法務局に対して地目変更の申出（以下「第 381 条申出」という。）を行う取扱いに言及していること、さらに、第 381 条申出については、非農地判断した土地の地目変更登記の申出について（令和 3 年 6 月 11 日付け 3 経営第 882 号農林水産省経営局農地政策課長通知）により市町村（農業委員会を含む。）は、市町村長が登記所に対して地目変更の申出を行う前に、法務局と協議し、処理方法について調整すること、また、法務省では、地方税法第 381 条第 7 項の申出に基づく登記官の職権による地目の変更の取扱いについて（令和 3 年 6 月 11 日付け法務省民二第 839 号法務省民事局民事第二課長通知）により、地方法務局長あてに、農業委員会等から協議があったときは積極的にこれに応ずるとともに、当該取扱いについて実施要領を定める等必要な措置を講ずるよう通知していることを説明した上で、地方税を所管する課税課において、本委員会とともに法務局と協議の上、市長が職権で一括して

法務局に地目変更の申出を行う仕組みを確立し、非農地判断した土地を含め、登記地目と課税地目が乖離した土地等の、地目変更登記の円滑な実施をされたい旨をお願いした。

一昨年度の回答では、「地方税法第 381 条第 7 項の規定については、・・・課税上支障があると認められる場合には、市長は登記所に対し地目の修正の申出を行い、登記所の職権行使を促すことができる規定です。登記地目と現況の地目が異なっている場合であっても、課税地目は賦課期日現在の現況の地目を用いることになっているため、課税上支障があるとは認められず、ご指摘の規定に基づき登記所に対し修正の申出を行うべき事由には当たらないと考えています。(回答：課税課)」とのことだった。

現行では、非農地判断の結果、非農地となった土地については、本委員会が交付した「非農地通知書」により、土地の所有者において、自ら申請書を作成するか若しくは土地家屋調査士に依頼(委任)して、地目変更の登記を申請している。

例えば、山林として非農地となった土地は、その土地の所在や境界を確認しながら、登記地目の変更を土地所有者個人が行うには非常な困難を伴う。また、このような土地の境界などについて、市民から問い合わせ等が課税課にあった場合は、その返答に困難さが伴うものと思料する。

第 381 条申出では、土地の所有者に代わり職権で登記地目の変更登記の手続を行うことができ、市民の負担軽減につながる。そして同時に、課税課の業務においても市民の課税に対する安心、信頼を得てその負担軽減につながると考えることができるので、第 381 条申出をしないことは「課税に支障がある」と考えることもできると思われる。

是非とも、先の農林水産省及び法務省の通知の趣旨を理解していただき、登記地目が現況と一致することの本来的な意義を踏まえ、第 381 条申出について再考をお願いしたい。

なお、防府市において今年度から、第 381 条申出が開始されている。また、防府市に先行して行っている地方公共団体もあることから、固定資産税の賦課をするという観点のみで「課税に支障がある」を理解するのではなく、市民の信頼を得ることや市民サービスの向上の観点など総合的な考慮をした上で「課税に支障がある」を理解するべきものとする。そして、そのことが、農業委員会が行っ

ている「非農地判断の徹底」に対する土地所有者の理解にもつながると考えるので、是非とも第 381 条申出に取り組んでいただきたい。

【回答】担当：課税課

地方税法第 381 条第 7 項の規定に基づく地目変更の申出につきましては、公平、公正な課税の実現とさらなる市民サービスの向上のため、貴委員会と実務協議を行い、実施について検討を進めてまいります。